

公表対象：特定用途防火対象物

※下表色塗り部分が特定用途防火対象物に該当します。

項		防火対象物
(1)	イ	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場
	□	公会堂, 集会場
(2)	イ	キャバレー, カフェ, ナイトクラブ
	□	遊技場, ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ	カラオケボックス, ネットカフェ
(3)	イ	待合, 料理店
	□	飲食店
(4)		百貨店, マーケット, 物販販売店舗・展示場
(5)	イ	旅館, ホテル
	□	寄宿舍, 下宿, 共同住宅
(6)	イ	病院, 診療所, 助産所
	□	老人ホーム等
	ハ	デイサービス等
	ニ	幼稚園, 特別支援学校
(7)		学校
(8)		図書館, 博物館, 美術館
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等
	□	公衆浴場のうち蒸気浴場等以外
(10)		車両の停車場, 船舶・航空機の発着場
(11)		神社, 寺院, 教会
(12)	イ	工場, 作業場
	□	映画スタジオ, テレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫, 駐車場
	□	飛行機等の格納庫
(14)		倉庫
(15)		その他の事業所
(16)	イ	複合用途防火対象物(特定)
	□	複合用途防火対象物(非特定)
(16)の2		地下街
(16)の3		準地下街
(17)		重要文化財
(18)		延長50m以上のアーケード